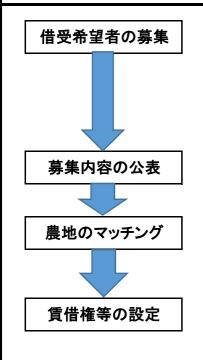
農地を借りたい方は

「農地を借りて規模拡大したい。」「新規参入したいが農地が見つからない。」という方は農業公社が行う「借受希望者の募集」に応募してください。



- 公社が行う「借受希望者の募集」に応募していただくことが必要です。
- 募集は公社ホームページ上で、年数回、市町村の区域 ごとについて行います。
- * 借受申出書は、公社のホームページに掲載するほか、事業実施市町村窓口にも用意します。
- * 公社又は市町村窓口に提出(Eメール、郵送可)願います。
- 応募された方の氏名、応募内容を公社ホームページで 公表します。
- 貸付期間や賃料等の諸条件について調整のうえ、借受 希望内容に適合する農地について、貸付に向けた協議 を行います。
- 農地の協議が整った場合、公社が農用地利用配分計画を定めます。
- 契約書の作成や農地法の許可は不要です。(農用地利用配分計画の決定、公告によって賃借権等が設定。)

☆ 農地を借りたい場合の留意事項

1 対象農地は

- ・公社が貸し付けることができる農地は、農業振興地域内の農地です。
- ・公社が農地を貸し付ける期間は、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とします。

2 応募の要件

- ・法律第18条第4項(農用地の全てを効率利用、農作業に常時従事など)の要件をみたすこと。
- 募集結果の公表について同意すること。

3 賃料の決定は

農業委員会が情報提供する賃料水準(平均農地賃借料)を基本とします。

4 貸し付けの公社手数料は

手数料はありません。

5 申出書の取り下げ及び変更

- 取り下げようとする場合は、「借受申出取り下げ書」を提出願います。
- ・変更する場合は、「借受申出書」を修正して提出願います。

6 農地の利用状況の報告

・農地を借り受けた方は、毎年、所定の書式により公社へ利用状況を報告願います。

◆お問合せ先◆

公益社団法人神奈川県農業公社 電話 045-651-1703 (直通) (農地中間管理機構)